

我が国の原子力発電所運転期間延長手続きとその課題

—関係法令・運用に関する分析と国際比較—

戦略研究ユニット 原子力グループ

柴田 智文

要旨

我が国の原子力発電所の運転期間は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)において規定されている。同法は発電用原子炉を運転することができる期間(以下「運転期間」という。)について、使用前検査に合格した日から起算して40年としたうえで、その満了に際し原子力規制委員会の認可を受けて、1回に限り、20年を超えない期間で延長することができるものと規定している。

同法に基づく運転期間延長については、2015年4月に関西電力株式会社が、高浜発電所(1・2号機)に対する申請を行ったのをはじめとして、同年11月には同社の美浜発電所3号機、2017年11月には日本原子力発電株式会社が同社の東海第二発電所を対象に申請を行っている。しかし、同法には運転期間延長に関する運用上の細目が定められていない。また、原子力規制委員会による審査中に当初運転期間が満了した場合の取扱いについても、同法では明確な規定を有していない。

このため、同取扱いについて、原子力規制委員会は期限内での審査完了が困難である旨を理由とした審査打ち切りを示唆する一方、同委員会の国際アドバイザーや日本保全学会は、審査打ち切りに対し反対の立場を表明するなど、関係者間で見解が大きく分かれる状態となっている。審査打ち切り・継続を主張する側の双方による議論は遅くとも2015年頃より見られるが、両者とも根拠法であるところの原子炉等規制法の法的解釈を示すことなく、両者の見解がそのまま展開される状態が続いており、そのことが長期にわたり議論が硬直することの背景にあると考えられる。

本稿では、上記の課題認識から、原子炉等規制法により導かれ得る運転期間延長申請の法的解釈について検討し、審査打ち切り・継続いずれの解釈も表面的には可能と見える点を明らかとした。そのうえで、短期的な事態への対応策として、必要期間を考慮すると法令改正等による解決が望めない点を踏まえた上で、審査打ち切りの賛成・反対派両者が双極に立った主張を展開するのではなく、他の法令の文言も参考にしつつ現行法の合理的な法的解釈について議論することが重要であると指摘した。

また、選択肢として法令改正等を考慮することが可能な中長期的対応について検討するため、我が国と、米国、フランス、英国、カナダ及び韓国の運転期間延長手続きとの比較を行い、①我が国の申請可能期間は、比較対象とした6カ国の中で最も短い期間である点 ②我が国を除く5カ国では、審査中に当初運転期間が満了した場合の取扱いとして、審査打ち切りを選択する国が存在しない点 を明らかとした。

我が国の運転延長審査の取扱いが国際的に見て特異である点は、単に事実に基づき、その点のみを以って、法令改正等が必要であると直ちに断じることはできない。しかしながら、原子力発電所の運転期間延長に関する審査打ち切りが、事業者の経営、ひいては国民経済に与える影響の大きさを踏まえれば、我が国のみ特異な取扱いを行う場合には、それ相応の根拠を示す必要が生じることとなる。

本稿では、原子力発電所の運転期間延長に関し、現行法の法的解釈と運用の国際比較の観点から分析を行った。しかしながら、運転期間延長申請のあり方に関し、より正確な理解を期すためには、法令に関する専門家による一層の議論の深化に加え、運転延長時における原子炉の科学的安全性など学際的な議論が必要となる。本件に関し、法学・工学等各分野の専門家を交え、一層の理解を図ることが望まれる。